

# アイポス通信

2022年  
1月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 2022年4月～ 成年年齢が18歳に。

民法の改正により2022年4月1日から成年年齢は18歳となり、現在18歳、19歳に達してる若い人は4月1日にまとめて「成年」となります。さて、成年になるとどのようなことができるのでしょうか？

右表のように、18歳で各種契約行為ができるようになります。できることの範囲が広がる一方、既に心配されていることもあります。未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」に

18歳でできること	20歳になるまでできないこと
携帯電話の契約	お酒を飲む
ローンを組む	タバコを吸う
保険に加入する	競馬で馬券を買う
証券口座を開いて株取引	養子を迎える。
一人暮らしの部屋を借りる	大型・中型自動車の免許取得
クレジットカードを作る	
10年有効のパスポート取得	

よって、その契約を取り消すことができます。成年になると当然この取消権は無くなりますから、親の知らないところで18歳の子ども（成年）が不動産投資を始めると、取り消しができなくなります。消費者庁に相談に寄せられる所謂「もうけ話」の被害相談は20代が実に全体の40%を占めていますから、今後、18歳のまだまだ子どもの大人が巻き込まれるリスクは考えないといけなんでしょう。ちなみに成人式は毎年1月に20歳を迎えた方々のお祝いの式ですが、今後どのようになるかは各自治体が調整中です。18歳を迎える1月というと、受験生の高校3年生も多いでしょうから、調整が必要になりそうですね。私もはっと少し危機感を感じるのですが、子どもが成年に達するまでは各種手続きは親権者が代理でできることが大半です。4月からは18歳を迎えた途端「本人でないといけません」となります。私の長男も18歳まであと7年、18歳になると「自分のことは自分でしかできない」となるわけで親の覚悟、子への伝え方、向き合い方も問われますね（汗

## ? マネークイズのコーナー

働きながら年金を受け取る際に、賃金と年金額の合計が一定額を超えると年金が支給停止されます。2022年4月から60歳～64歳までの支給停止の開始額が月額28万円から（ ）に引き上げられます。（ ）に入る金額は次のどれでしょう？

- 1 47万円
- 2 57万円
- 3 67万円

## 今月のお知らせ

体を温めることで知られる「生姜」ですが、生で食べると体の中は冷えることをご存知でしょうか。実は生姜に含まれるシンゲロールには解熱作用や殺菌作用があり、体の熱を奪い表面を温めます。一方で加熱されたシンゲロールは成分が変わり、体の中を温めてくれるのです。乾燥生姜にも同じ効果があります。体調によって使い分けてくださいね。



## コラム 過去最高を更新中！日本とアメリカの家計金融資産

日本銀行が12月20日に資金循環統計を発表しました。日本の個人金融資産額は1999兆8311億円となり、2000兆円が目の前となりました。私が大学生になりたての1994年に1000兆円を超えてそこから約30年をかけて倍増したことになります（あまり実感ないですが）。一方アメリカの個人金融資産額は114兆ドル、ドルだとぴんとこないですが、円換算すると1京2900兆円にもなります。「京」という単位を日常で初めて見ました。1994年頃のアメリカの個人金融資産は17兆ドル（約2000兆円）ですから、日本が2倍に増やす間にアメリカは6.7倍にも増やしたことになります。国民一人当たりでみても約2.5倍の金融資産を持つことになります。どうしてこのような大きな差が生まれたかのヒントは、資金循環統計を見るとある程度ひも解けます。日本では預貯金が半分を占めるのに対して、アメリカでは株式が4割程度を占め、投資信託を含めると全体の半分を株式が占めています。iPhoneのアップル社の時価総額が345兆円という報道もありましたが株高の大きな恩恵を受けているのがアメリカ人と言えそうです。因みに東証1部の普通株式ベースの時価総額は736兆円（アップル社の2社分！？）、アメリカ人の半分の個人金融資産を使うだけで、東証1部が8つ分も買えてしまいます（怖くなってきます汗）NISA等の普及とともに、米国株式への投資が盛り上がる一方、リスクも当然考えないといけません。こういう数字を見ていると「持たざるリスク」というのがむしろ注意すべきリスクにも思えてきます。

### 日米の家計金融資産の構成比



日興アセットマネジメント社資料より

## A マネークイズの答え

正解：1

現状60歳～64歳までの間は賃金と年金月額合計が28万円を超えると支給停止となるのが、2022年4月からは65歳以上の場合と同様に47万円に引き上げられることになりました。60歳というとまだまだ働き盛り、働けば働くほど年金をもらえないジレンマに一定配慮した制度変更です。特に50代女性で働いている方は制度変更がどう影響を及ぼすか注意した方が良さそうです。

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願いします。我が家は長年テレビがなかったのですが、年末年始は8年ぶりに購入したテレビで大晦日・お正月テレビ番組を見ていました。「お茶の間で家族団らんテレビを囲む」私が小さい頃のお正月、親戚中で祖父母の家で過ごしていた時間を何となく思い出しました。テレビも良し悪しでしょうが、我が家にとっては、今のタイミングでやってきたくらいで、ちょうど良かったように感じています。

発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドアン2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos.co.jp

